

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年7月21日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） J R 西日本京都 S C 開発株式会社 代表取締役社長 森本 卓壽			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	157 台	0 台	1 台	台
	冷蔵機器及び冷凍機器	4 台	0 台	0 台	4 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	13.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	専門業者等による点検を実施			
	廃棄時	専門業者へ廃棄を依頼			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	定期的に点検を実施			
	廃棄時	専門業者へ廃棄を依頼			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新にあたっては地球温暖化係数が低い冷媒の製品を採用するよう心がける				
特記事項	<b>【増減理由】</b> ・昨年度報告分で室内機・室外機をそれぞれ数えていた点の訂正、1台数え漏れ分の追加による訂正。 ・会社統合により19台増、新設により1台増、撤去により1台減。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。